

富山市内で活動中のグループ・団体の方にお知らせです！

あなたのまちづくりのアイデアを

富山市と一緒に実現しませんか？

～富山市公募提案型協働事業～

「自分たちの活動でもっと富山をよくしたい。」

「自分のアイデアをためてみたい。」

公募提案型協働事業があなたの「やってみたい」を応援します！！

### 応援内容

- ・事業費（対象経費）の80%相当額、30万円までを市の負担金として団体に交付します。
- ・市の担当課が、より良い事業となるよう相談にのり、企画をブラッシュアップします。
- ・市ホームページへの掲載による事業の周知などが可能となります。

### 応募方法

3月5日(木)事前相談受付開始

4月10日(金)応募〆切

所定の企画提案書等に必要事項を記入し、提出してください。

(市の担当課とあらかじめ相談のうえ、企画提案書等を作成してください。)

企画提案書の様式は、富山市ホームページからダウンロードできます。

**!** 必ず、事前に、市民協働相談課へご相談いただき応募要件や必要事項を確認してください。



学生を交えての  
ディスカッションの様子  
(with life.kyosei)

市民ホールウエディングの様子  
(一般社団法人  
婚活サポートとやま)

これまでの事業内容は  
「富山市公募提案」で検索



### 問合せ先

富山市市民生活部 市民協働相談課 市民協働係

〒930-8510 富山市新桜町7番38号

TEL：076-443-2051 FAX：076-443-2176

E-mail：siminkyodo@city.toyama.lg.jp

## 令和8年度 富山市公募提案型協働事業 応募から事業実施のスケジュール

3月	5日(木)	●事前相談受付開始！	 必ず、事前にご相談いただき、 応募要件や必要事項を確認してください！
	30日(月)	●受付開始！	
4月	5日(日)	●事業報告会・募集説明会開催	今年度の募集説明と、 令和7年度の事業報告会を行います。
	10日(金)	●応募締切	
5月	上旬	●「庁内連絡会議」による1次審査	
	17日(日)	●「審査委員会」による2次審査	
	下旬	●審査結果と市の担当課を通知	
6月	上旬	●実施団体と市の担当課によるミーティング	
		<p style="text-align: center;"><b>事業スタート！</b></p> <p>●事業の後乗り参加もOK！ 事業を開始した後も、応援参加してくれる市民団体等(NPO 法人 や企業・事業所等)を募集できます！</p>	
3月		●事業実施報告書等提出	
4月	上旬	●事業報告会で発表	

### 2次審査（採択団体の決定）について

#### 審査委員による対面審査(質疑応答)により行います。

2次審査は、5人の審査委員により、①課題解決 ②事業の効果 ③協働の効果・発展性 ④実現性 ⑤先駆性・独自性 ⑥継続性 の6つの審査基準項目を点数化し、90点満点で採点されます。

#### 「若者グロウアップポイント」・「協働デビューポイント」の導入

次の条件に合致する場合、2次審査でポイント加算があります。

##### ①「若者グロウアップポイント」・・・最大5点加算

青年を対象とした交流事業など、若者の成長や地域社会への参画につながる企画提案

##### ②「協働デビューポイント」・・・最大5点加算

活動経歴が1年から3年までの経験が浅い(若い)団体、初めて応募する団体

## 応募の対象となる事業

### 応募団体が地域の課題解決等に向けた事業を、自ら企画・提案するもの

- (1) 公益的・社会貢献的な事業であって、団体等が富山市と協働で取り組むことによって地域課題や社会的課題の解決が図られる事業
- (2) 市民満足度が高まり、具体的な効果や成果が期待できる事業
- (3) 協働の役割分担が明確かつ妥当で、協働で実施することにより相乗効果が高まる事業
- (4) 実施を前提とした事業で、提案団体が実施することが可能である事業（地域課題や社会的課題の解決を図る事業を検討するための調査を含む）
- (5) 先進性、先駆性等の工夫やアイデアがあり、新しい視点からの取り組みである事業
- (6) 予算の見積もり等が適正である事業
- (7) 今後の継続性が期待できる事業



## 提案できる団体等

ボランティアグループ、NPO 法人、市民活動団体、自治振興会、町内会等で、次の要件を満たす団体です。単一の団体だけでなく、複数の団体で構成された協議体による提案も可能です。企業や事業所の皆さんは協議体に加わって参加いただけます。

- (1) 5人以上の会員で組織していること
- (2) 組織の運営に関する規則(定款、規約、会則等)があること
- (3) 予算・決算を適正に行っていること
- (4) 1年以上の活動実績を有していること
- (5) 富山市内に主たる事務所及び活動場所を有すること



※国、地方公共団体及びこれらの外郭団体を構成員とする団体及び協議体を除きます。

※企業等は協議体の代表団体になることができません。

OK!

### 複数の団体(協議体) で応募

ボランティア団体、  
NPO法人、町内会など  
複数の団体

OK!

### 1つの団体での応募

ボランティア団体、  
NPO法人、町内会など

OK!

### 企業・事業所は協議体 に加わって参加できます

ボランティア団体、  
NPO法人、町内会など  
+  
企業・事業所

## 事業期間

事業の実施年度は、令和8年度(協定の締結日～令和9年3月31日まで)とします。

## 応募の対象外となる事業

- (1) 提案者及び提案者の一部の営利を目的とした事業
- (2) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (3) 施設等の建設や整備を目的とするもの
- (4) 調査等、政策立案のためのもの
- (5) 学術的な研究事業
- (6) 事業実施を伴わない調査等(「応募の対象となる事業」(4)は除きます。)
- (7) 地区住民の交流行事等の親睦会的なイベント開催事業
- (8) 国、地方公共団体及びこれらの外郭団体から当該事業に助成を受けているもの
- (9) 市がすでに実施中、又は当該年度に実施を予定しているもの
- (10)すでに2カ年にわたり、継続して採択実施された事業
- (11)公序良俗に反するもの

## 負担金について

- (1)1事業における負担金の額は、対象経費の80%に相当する額(上限30万円)です。
- (2)対象経費は実施する事業に直接要する経費(交通費、保険料を含む)とし、団体等の人件費、事務所の賃貸料、光熱水費等の団体の維持運営に係る経費や懇親会費、団体等の構成員に対する謝礼パソコン、プリンタ等の他の事業においても使用可能な汎用性の高い物品の購入に要する費用等は対象としません。
- (3)事業完了後、交付済の負担金に余剰金が発生した場合、その全額を富山市へ返還していただきます。
- (4)協定締結日前の事前準備に係る経費は対象外となります。

## 選考方法について

- (1)「庁内連絡会議」による1次審査と、「審査委員会」による2次審査を行います。
- (2)実施する事業を決定する2次審査は、有識者、まちづくり分野で活動する方公募市民、市の職員などで構成する審査委員会が行います。
- (3)2次審査は、令和8年5月17日(日)を予定しています。  
※審査委員会において審査委員による対面審査(質疑応答)を予定していますので出席願います。  
詳細は、1次審査を通過した応募団体に別途お知らせします。

## その他 注意事項等

- (1)提案された企画の概要、団体等の名称は市ホームページなどで公開します。また、審査委員会において審査対象となった企画提案書の一部については、一般に公開されます。
- (2)提出された書類等は、原則として情報公開の対象となります。
- (3)実施事業として決定後、市担当課と協定を締結します。その際、事業スケジュールや役割分担、事業経費等については協議の上、修正される場合があります。
- (4)事業実施にあたっては、個人情報取り扱いに十分注意いただくとともに、個人情報保護の遵守について、協定書に記載することとします。
- (5)事業の経過を市HP等で広く周知するため、写真や資料の提供をお願いすることがあります。
- (6)事業実施後に、事業実施報告書、事業収支決算書、その他関係書類を提出していただきます。  
また、事業報告会において事業報告をお願いします。